

計 画 年 度

平成23年度～平成32年度

奈良県における獣医療を提供する体制
の整備を図るための計画書

平成24年3月

奈 良 県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための奈良県計画

- 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標
 - 1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状
 - (1) 診療施設
 - (2) 主要な診療機器等
 - 2 診療施設の整備に関する目標
 - (1) 診療施設別の整備目標

- 第2 獣医師の確保に関する目標
 - 1 獣医師の確保目標
 - 2 獣医師の確保対策

- 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

- 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針
 - 1 組織的な家畜防疫体制の確立
 - 2 診療施設・診療機器の効率的利用
 - 3 獣医療情報の提供システムの整備

- 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項
 - 1 産業動物分野
 - 2 公務員分野
 - 3 小動物分野
 - 4 野生動物分野
 - 5 生涯研修等

- 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項
 - 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備
 - 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
 - 3 広報活動の充実
 - 4 診療施設の整備

獣医療を提供する体制の整備を図るための奈良県計画

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。しかし、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられる。

産業動物における獣医療については、本県の畜産業が農業の基幹的部門へと成長を遂げている中で、飼育規模の拡大等を背景とした慢性疾病の顕在化や個体の生産機能に密接な関連を有する疾病の発生の増加等が生産性の向上を図る上での阻害要因となっている。また、平成22年4月の口蹄疫発生や平成23年2月の奈良県初の高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえ、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化が求められている。一方、国内での高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の発生、また、原発事故の放射性物質による食品汚染問題等を契機に、安全で良質な畜産物の安定供給に対して県民の大きな関心が注がれるようになり、食品の安全性や畜産の振興による食料自給率の向上を図る上で、獣医師の一層の貢献が重要となっている。

このような状況の中で、「食料・農業・農村基本法（平成11年法第106号）」に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」、「酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律（昭和29年法第182号）」に基づき策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「獣医療法（平成4年法第46号）」に基づき策定された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」等に基づき、適切な獣医療の提供を通じ、安全な畜産物の安定供給の確保を図ることが必要となっている。

しかし、獣医師の高齢化、新規獣医師の参入の減少等の課題が生じており、将来的に産業動物獣医師が減少するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師の確保が困難になることが懸念される。これら獣医師の不足が見込まれる分野において獣医療提供体制の整備を図るよう、獣医師養成・確保対策のより一層の強化が必要となっている。

消費者ニーズに即した品質面・安全面・価格面で優れた畜産物を安定的に提供するためには、①産業動物獣医師並びに本県に勤務する獣医師の確保、②診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携、③獣医師の養成と獣医療技術の習得による的確で効率的な診療体制の確立等、一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。

また、犬、猫、小鳥等一般家庭や学校などにおいて飼育される動物（以下「小動物」という。）の分野における獣医療については、県民生活における小動物の位置付けが更に高まる中、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化する一方で、人獣共通感染症対策の観点から飼育者の飼育責任についても強化の必要性が高まっている。

このような飼育者のニーズに応じる形で、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や高度な医療機器等を使用した最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。

奈良県の大切な観光資源である鹿をはじめとする野生動物の分野においても、その保護と管理、有害鳥獣の問題、自然環境保全への対応が望まれている。

このような状況に対処し、本県の獣医療が今後とも畜産物の安全性確保または安全性の向上や家畜伝染病への迅速かつ的確な対応、また動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくため、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携を強化するとともに、獣医療に関する技術の一層の向上を図るほか、特に産業動物分野における診療施設や診療機器等の計画的な整備並びに産業動物分野及び本県及び県内に勤務する獣医

師の確保対策を推進し、質の高い獣医療を的確かつ効率的に提供する体制の整備を図っていくこととする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位：か所)

地域	開設主体数 (平成22年12月 現在)	開設主体の種類別内訳								備考	
		県		市町村	農業協同 組合	農業共済 組合	法人その他 の団体	獣医系大学	個人開設 施設		その他
		うち家保									
奈良県	8	2	2			1			5		
合計	8	2	2			1			5		

資料：獣医療法第3条の届出（平成22年12月現在）

注：開設主体には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

(2) 主要な診療機器等

診療施設の整備の現状は、次のとおりである。

なお、これは平成23年に奈良県が実施した実態調査（調査対象開設主体8か所、うち回答のあったもの8か所）の結果を取りまとめたものである。

ア 診療施設の整備状況

(単位：か所)

地域	開設主体の種類 (平成22年12月現在)	施設		検体成分 分析装置	生体画像 診断機器	免疫DNA診 断装置等	理化学的治 療機器	授精卵移植 関連機器	その他	備考
		病性鑑 定室								
奈良県	県(家保)	1	1	4	2	1	4		7	
	農業共済組合	4	2	4	6				3	
	個人開設施設	2	1	3	2	1			2	
	合計	1	7	1	1	1	5		1	2

イ 主要な診療機器の整備状況

(単位：か所)

地域	開設主体の種類 (平成22年12月現在)	施設											入院 施設	備考
		診 療 室	手 術 室	検 査 室	解 剖 室	病性鑑定室				焼 却 施 設	エックス線装置			
						細 菌	ウ イ ル ス	病 理	生 化 学		エックス線 診療室有			
奈良県	県(家保)			3	2	1	1	1	1	2				
	農業共済組合	1		1		1			1					
	個人開設施設								1		1	1		
	合計	1		4	2	2	1	1	3	2	1	1		

注：「エックス線装置」を有し、「エックス線診療室」を有しない場合には、移動型及び携帯型エックス線装置等が該当する。

(単位：か所)

地域	開設主体の種類 (平成22年12月現在)	検体成分分析装置									備考
		血液生 化学分 析装置	血液電 解質分 析装置	高速液 体クロ マトグ ラフ	原子吸 光分光 光度計	その他 の分光 光度計	自動血 球計算 機	牛乳中 体細胞 測定装 置	乳成分 測定器 (ミルコ スキャ ン)	血液ガ ス測定 装置	
奈良県	県(家保)	1		1	1	1					
	農業共済組合	1	1		1		1				
	個人開設施設	1	1				1				
	合計	3	2	1	2	1	2				

(単位：か所)

地域	開設主体の種類 (平成22年12月現在)	生体画像診断機器								備考
		ファイ バース コープ	エックス 線撮影装置	超音波 診断装置	心電心 音計	自動現 像装置	イメー ジイン テンシ ファイア	C T	PET	
奈良県	県(家保)			2						
	農業共済組合	1	1	3	1					
	個人開設施設		1	1						
	合計	1	2	6	1					

(単位：か所)

地域	開設主体の種類 (平成22年12月現在)	免疫・DNA診断装置等										備考
		酵素 抗体 測 定 装 置	E L I S A 用 プレートウ ォッシャー	蛍光 顕微 鏡	写真撮 影顕微 鏡撮影 装置	嫌気 性菌 培 養 装 置	P C R 装置	D N A シーケンサー	孵 卵 器	クリーン ベンチ	安全 キャビ ネット	
奈良県	県(家保)	1		1	1		2		6	1	2	
	農業共済組合											
	個人開設施設							1				
	合計	1		1	1		2		7	1	2	

(単位：か所)

地域	開設主体の種類 (平成22年12月現在)	理化学的治療機器					受精卵移植関連機器		その他			備考
		レザ ザ 装 置	ガ ス 麻 酔 機	人 工 呼 吸 器	自 動 点 滴 装 置	エックス 線装置 (撮影装置 を除く)	診療用の 放射線照射 装置 (エックス 線装置、 PETを 除く)	マイクロ マニピ レター	プログラム フリーザー	オート クレーブ	ガス 滅菌器	
奈良県	県(家保)								4		3	
	農業共済組合								1	1	1	
	個人開設施設								1	1		
	合計								6	2	4	

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、地域の家畜衛生指導に関する中枢機関として、家畜伝染病の発生予防とまん延防止及び衛生管理体制の整備や、家畜飼養の実態に応じた獣医療を提供する体制の整備を推進するために、必要な検査機器等の整備を図る。また、病性鑑定施設については、家畜伝染病の迅速かつ的確な診断と畜産物の安全性を確保するため、病性鑑定機能の充実・強化や検査能率の向上に必要な検査施設、機器等の整備を推進する。整備された施設・機器を活用して得られたデータは、産業動物の診療等のために積極的に提供する。

イ 共済連家畜診療所

本県の産業動物診療の中核的な診療施設として、疾病の診断・治療にかかる各種診療機器設備の整備を促進するとともに、これらの診療機器施設を産業動物診療獣医師が利用する等その効果的活用を促進する。また、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用等によりその整備の推進を図る。

ウ 個人開業

産業動物に係る個人開業診療施設については、家畜保健衛生所、共済連家畜診療所、その他の獣医療関連施設の活用を努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、必要な施設・機器等については、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用等によりその整備の推進を図る。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

平成32年度を目標年度とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

奈良県	現在 (平成22年4月)	平成32年度 確保目標
産業動物診療獣医師	10	12
奈良県に勤務する獣医師	64	67
畜産分野	37	38
公衆衛生分野	27	29
合計	74	79

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保

産業動物診療獣医師や公務員獣医師の不足が発生する原因としては、新規獣医師の約半数が小動物分野を選択していること等、獣医師の活動分野における偏在が挙げられている。この職域偏在については、獣医学教育において、産業動物や行政に携わる獣医師の役割に係る授業が少なく、獣医系大学の学生が大学教育を通じて、産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政等の意義や魅力について知る機会が少ないことが原因の一つになっているとの指摘がある。また、産業動物診療施設や家畜保健衛生所の再編・合理化等が進んだことにより、獣医師の活動地域の偏在により、将来的に獣医療の提供が行われない地域が発生する懸念が示されている。

獣医系学生等に対し、産業動物分野及び公務員分野への就業誘導を図るため、以下の対策を行う。

ア 家畜保健衛生所、共済連家畜診療所等での臨床実習、保健所での食品衛生監視及び動物愛護センターでの啓発活動等の体験を通じて業務内容の理解を深めるインターンシップを積極的に受け入れる。また、こうした情報を獣医系大学等関係機関に提供するとともに、県や県獣医師会のホームページ等で紹介する。

イ 獣医系大学へ業務内容及び修学資金の紹介、職員採用案内等を行い、公務員獣医師の業務内容の理解醸成を促し、県内就業を誘導する。

ウ 獣医系大学へ進学を希望する高校生に対しても修学資金に関する情報提供を行うなど、幅広く周知を行い、修学資金の活用等の措置を推進する。

エ 公務員獣医師の確保については、初任給調整手当の改善、採用試験の複数回実施、受験年齢の緩和等について柔軟に検討し、計画的な確保を推進する。

(2) 労働をめぐる環境の改善

本県における新規に公務員分野に就業した獣医師のうち、女性が約40%を占

めており、今後とも公務員分野において女性獣医師の占める割合は大きくなっていくと考えられる。また、産業動物診療分野においても女性獣医師の参入の可能性が予測される。これらの分野に獣医師を定着させていくため、女性獣医師に配慮した職場環境の整備を計画的に行う。

(3) 再就職支援

家畜の診療や家畜衛生・公衆衛生行政に携わった獣医師及び畜産関係に係る技術や知識・経験を持つ獣医師の活用を図るため、県や農業関係団体等を定年退職した元勤務獣医師や、未就業の獣医師等の人材を有効活用するよう、これらの者に対し求人・求職に関する情報の提供等を行う。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域については、獣医療を提供する体制を一体的に整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮し、県下全域を指定する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

獣医療関連施設については、効率的な診療体制の整備を図るため、共済連家畜診療所、家畜保健衛生所等が有する機能及び業務の有機的な連携の促進を図るものとする。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を地域の防疫活動の拠点と位置付け、民間の産業動物診療獣医師との連携の下で家畜伝染病及び不明疾病に対する防疫体制の強化を図る。

また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の強化のため、家畜防疫員の確保、県の公衆衛生分野獣医師の家畜防疫員としての応援体制、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制、発生都道府県への家畜防疫員等の支援体制について、地域獣医師、関係団体等との連携の下で整備を図り、家畜保健衛生所と民間獣医師等が一体となった家畜防疫体制を整備するため、家畜防疫に関する会議や家畜防疫演習等を通じて連携の強化を図る。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進するため、共済連家畜診療所の診療施設及び家畜保健衛生所の診療機器等については、当該施設間の連携・協力の下で、産業動物診療獣医師等がこれらの診療施設・診療機器を利用する等効率的な利用を促進する。

3 獣医療情報の提供

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、診療獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所、民間診療施設等の獣医療関連機関が有する臨床データや衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報について、情報交換を図る。

第5 診療上必要な技術の研修実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 産業動物分野

県獣医師会、民間診療施設等の連携を促進しつつ、新たに診療に携わる獣医師に対し、臨床現場における実践的獣医療技術や、法令、食品の安全性、畜産関連産業等に関する知識・技術、生産者とのコミュニケーション能力を習得する機会を増やす。

診療獣医師に対し、集団管理衛生技術、農場経営、HACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場HACCP）に関する知識・技術等の修得、高度診療機器による診断・治療技術等の修得等を目的として実施される技術研修への参加の促進を図る。

各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底及び参加の促進を図る。

2 公務員分野

県は職員に対して、国等が開催する家畜衛生分野、公衆衛生分野、動物愛護・福祉分野に関する講習会への参加を促進させる。特に、家畜衛生講習会及び技術研修会等を受講させ、畜産関連産業等に係る内容も含めた基本的知識や病性鑑定技術を修得させた上で、伝達講習や家畜保健衛生業績に関する発表会の開催等を通じて地域への知識や技術の普及を図る。

大規模発生や多様化する家畜伝染病の迅速な診断技術等の修得を目的とした技術研修会の実施を促進し、技術の向上に努める。

口蹄疫等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、農林部局だけではなく、公衆衛生部局及び市町村、関係機関、民間獣医師等が一体となった連絡体制、防疫体制、消費者・マスクミへの対応等についての防疫演習等を実施し、関係者の訓練と意識の統一を図る。

家畜保健衛生所等の公的機関が集団管理衛生技術、農場HACCP等の専門性の高い技術の修得を図り、獣医療の技術の向上を推進する。

3 小動物分野

県獣医師会と連携を促進し、新たに診療に携わる獣医師に対し、実践的な診療技術や小動物の飼育者とのコミュニケーション能力、実務上求められる獣医療に関する法令や職業倫理等を習得し、動物福祉の重要性を再認識する等の機会を増やす。

より専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や、獣医師会等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図る。

4 野生動物分野

県獣医師会と連携し、野生動物の保護と管理に取り組む。

獣医師の野生動物救護活動への参加を促進する。傷病鳥獣を自然に復帰させる姿勢を県民に示し、また県民と協力・対話して治療にあたることにより、野生動物の

保護および管理に関する考え方の普及啓発を図る。また、外来鳥獣や、農林水産業、生活環境及び生態系への被害が著しい野生動物の削減活動に協力する。家畜や人に伝染病を媒介するおそれのある野生動物の監視やサーベイランス活動に協力する。

野生動物の保護や管理を目的として実施される技術研修への参加や治療経験の情報の共有化による知識・技術の向上等の機会を増やす。

5 生涯研修

診療に従事する獣医師が、獣医療技術や家畜伝染病、公衆衛生等に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、県獣医師会や獣医系大学等が開催する各種研修会、講習会、学会等への参加や関連する教材等の利用を促進する。

離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

獣医療の公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政、野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療の各分野について、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任、県民から期待される獣医療の水準などの把握に努める。

消費生活センターや動物愛護センター等と連携し、獣医療に対する監視指導体制の整備、獣医療に関する相談窓口の明確化等を行う。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物・公務員分野

県獣医師会や農業関係団体等と連携しながら、生産者に対し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守や、ワクチン接種などの自衛防疫、食品の安全性の確保等に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 小動物分野・野生動物分野

県獣医師会と連携しながら、小動物の飼育者に対し、小動物の健康管理のための衛生知識の普及啓発・相談活動や、人獣共通感染症予防に関する情報の提供等を行う。また、学校飼育動物の保健衛生指導や野生動物の保護・救済、有害鳥獣の処理等の社会貢献の充実に支援する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等のホームページ内容の充実により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割についての県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努める。

4 診療施設の整備

本計画及び診療施設整備計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。